

浅口市給水条例の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月 24 日

条例第29号

浅口市給水条例(平成18年浅口市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。

第15条第 2 項中「前項の規定により、」を削り、「指定給水装置工事事業者」の次に「(前項ただし書の規定により施工する他の水道事業者及び他の水道事業者が指定した者を含む。以下「指定給水装置工事事業者等」という。)」を加える。

第16条第 2 項及び第45条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。